

令和7年度 就学支援金・高校生等臨時支援金 手続きのお知らせ

返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。

高等学校等就学支援金の所得制限の一部が、事実上撤廃されました。



「所得制限の一部の事実上撤廃」とは？

令和7年の通常国会での審議の結果、高校生の返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。
(これまでの①高等学校等就学支援金に加えて、②高校生等臨時支援金ができるようになりました。)

① 高等学校等就学支援金 ・年収約910万円未満※³世帯の高校生

新規

② 高校生等臨時支援金 ・年収約910万円以上世帯の高校生
【令和7年度限り※¹】 ・年額11万8,800円を上限※²に、授業料額を支援

支援を希望される方には、学校からの案内に従って、申請手続きが必要となります。

※¹ 令和8年度からの「高校授業料の無償化」については、別途、国において検討中です。

※² 年収は両親の一方が働き、高校生1人（16歳以上）・中学生1人の4人世帯の目安です。

- ・ すべての生徒から手続きをしていただきます。
- ・ 現在の就学支援金の受給状況により、申請手続きが違いますので、ご注意ください。
- ・ 就学支援金、臨時支援金の申請をしていただくことで、授業料相当額の支援を受けることができます。

※ 就学支援金・臨時支援金支給された場合、授業料が実質無償となります。

ただし、授業料以外の費用（PTA会費等の校納金）は就学支援金・臨時支援金の対象とならないので、別に納める必要があります。

※ 手続きをしない場合は、授業料を納めていただくことになります。



申請手続きについて

① 高等学校等 就学支援金 への申請

就学支援金を
受給している方

7月頃

収入状況の届出が必要です。

就学支援金を
受給していない方

7月頃

受給資格認定申請が必要です。

※ 原則として、**オンラインで申請**します。また、**マイナンバーを利用**することで手続きが簡単になります。
(学校からの案内に従って申請してください。)

- ① 高等学校等就学支援金の判定結果を用いて、臨時支援金の受給資格の判定を行います。
※①の手続きで就学支援金が認定となった方は、申請不要です。

② 高校生等 臨時支援金 への申請

①
就学支援金を
受給していない方

7月頃

就学支援金の受給資格認定申請と同時に、
臨時支援金の申請が必要です。

①の手続き後、
就学支援金が
所得制限により
不認定となった方

①判定後、随時

就学支援金の判定後、臨時支援金の申請が必要です。
必要な方には、学校から案内があります。

①の手続き後
就学支援金が
認定となった方

申請は不要です。

※ これまで、高等学校等就学支援金に申請していない方、受給資格の認定がされていない方(年収目安約910万円以上世帯の方)は、原則として、7月に高等学校等就学支援金に再度申請していただく必要 があります。



高等学校等就学支援金のこれまでの受給状況により申請の流れが違いますので、学校からの案内に従って申請してください。

※ 臨時支援金の支給決定までの間に徴収した授業料がある場合は、臨時支援金の認定後、相当額を還付いたします。

受給に必要な手続き

(1) 次の書類を、学校が指定する期日まで提出してください。

① 高等学校等就学支援金申請確認書

申請確認書の「☐受給を希望します」欄に○を付してください。

② 税情報利用同意書

マイナンバーカードを端末にかざして、自己情報取得により手続きした方は、提出してください。

(2) オンラインで申請してください。

ログインは、以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。(申請者向け利用マニュアルにより入力してください。)

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

(3) 提出先

西目高等学校事務室

書類が配布された封筒に入れて提出してください。



問い合わせ先

西目高等学校 事務室
0184-33-2203